

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 25 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関の基本計画及び実施計画の計画期間については、表2のとおりとなっている。

- 基本計画の計画期間については、5年としている機関が12機関、3年としている機関が6機関、その他3機関となっている。
- 実施計画の計画期間については会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が19機関、その他2機関となっている。

（表2）

表2 基本計画及び実施計画の計画期間

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
5年	宮内庁*				←→					
	公正取引委員会			←→						
	金融庁*				←→					
	消費者庁*					←→				
	総務省					←→				
	外務省*					←→				
	財務省*					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省				←→					
	農林水産省					(実施計画の期間) 25. 5. 22~26. 3. 31 ←→				
	国土交通省*				←→					
	環境省				←→					
3年	内閣府*				←→					
	国家公安委員会・警察庁*				←→					
	公害等調整委員会*				←→					
	法務省*				←→					
	経済産業省				←→					
	防衛省				←→					
その他	特定個人情報保護委員会*				(基本計画の期間) 26. 1. 1~30. 3. 31 ←→ (実施計画の期間) 26. 1. 1~26. 3. 31					
	復興庁				←→ (基本計画の期間) 24. 2. 10~28. 3. 31					
	原子力規制委員会				←→ (基本計画の期間) 24. 9. 19~29. 3. 31					

- (注) 1 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
 2 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
 3 特定個人情報保護委員会は、平成 26 年 1 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
 4 農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日（平成 25 年 5 月 22 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

- 事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、表 3 のとおり、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関が 12 機関となっている。また、義務付けられていない政策を含め、事前評価の評価方式としては事業評価方式が中心となっている。

(表 3)

表 3 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
特定個人情報保護委員会	—	—
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	—
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの	事業評価方式
外務省	実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める）	総合評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税及び法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 	事業評価方式
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	事業評価方式*
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う施策 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行う事務事業で、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認めるもの 	事業評価方式

- (注) 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

- ・ 行政機関の長は、事後評価の対象とする政策について、毎年の実施計画において次の3種類の政策を定めなければならないこととされている。
 - ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
 - ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
 - ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）
- ・ 各行政機関における上記3類型ごとの政策の状況は、表4のとおりである。
- ・ また、各行政機関は、政策の特性に応じた評価方式を用いており、主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策のうち、目標管理型の政策評価を実施している政策については、18機関が実績評価方式を、1機関が総合評価方式を、「未着手」の政策については、1機関が総合評価方式を、「未了」の政策については、2機関が事業評価方式を、1機関が総合評価方式を用いている。
- ・ その他の政策については、2機関が対象政策を記載している。

（表4）

表4 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

行政機関名	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)			未着手・未了の政策		その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式 (下線を付した政策は目標管理型 の政策評価 ([] は件数))	総合評価方式 (下線を付した政策は目標管理型 の政策評価 ([] は件数))	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	
内閣府*	—	22 政策(78 施策[78])	—	—	—	—
宮内庁*	1 政策 (直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等)	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	8 施策[8]	—	—	—	—
国家公安委員会・警察庁*	3 規制	7 基本目標 (18 業績目標) [18]	1 行政課題	—	—	—
特定個人情報保護委員会*	—	3 政策[3]	—	—	—	—
金融庁*	・過去に事前評価を実施し平成25年度に効果が発現する予定の事業 ・成果重視事業については、平成25年度中の効果発現予定の有無に関わらず事後評価を実施 ・政策評価の実施が義務付けられている法人税等関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等	20 施策[20]	—	—	—	—
消費者庁*	—	10 施策[10]	—	—	—	—
復興庁	—	3 施策[3]	—	—	—	—
総務省	・法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)のうち法人税等に係るもの	20 政策[20]	—	—	—	—
公害等調整委員会*	—	2 政策 (4 目標[4])	—	—	—	—
法務省*	4 施策 (法務に関する調査研究及び施設の整備)	17 施策[17] 1 成果重視事業	1 施策	—	—	—
外務省*	—	—	7 基本目標 (19 施策) [19]	政府開発援助 2 案件 (総合評価方式)	政府開発援助 12 案件 (総合評価方式)	—

財務省*	租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税等に係るもの	6 総合目標、25 政策目標 [31]	—	—	—	—
文部科学省	—	政策体系の実現に向けて平成24年度に取り組んだ施策のうち、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（モニタリング）を行うもの以外:28 施策目標[28]	実績評価等で明らかになった個別の政策課題（必要に応じて実施）	—	—	—
厚生労働省	2 事業（事前評価の実施後、一定期間が経過した事業） 1 成果重視事業	14 施策目標[14]	—	—	公共事業（水道施設整備事業評価実施要領で規定） （事業評価方式）	・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策 ・ 総合科学技術会議において対象とすることとされた研究開発（事業評価方式）等
農林水産省	58 公共事業（期中） 52 公共事業（完了後）	16 政策分野[16] 1 成果重視事業	2 政策分野	—	6 公共事業 （事業評価方式）	—
経済産業省	—	5 政策[5]	—	—	—	—
国土交通省*	393 公共事業（期中） 62 公共事業（完了後） 47 研究開発課題（終了時） 8 租税特別措置等	13 の政策目標に係る 44 施策目標[44]	7 テーマ	—	—	—
環境省	—	6 施策に含まれる 26 目標 [26]	—	—	—	租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から計画的に対象とする
原子力規制委員会	—	3 施策目標[3]	—	—	—	—
防衛省	4 事業（期中） 8 事業（完了後）	—	—	—	—	—
計	10 機関	18 機関	6 機関	1 機関	3 機関	2 機関

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。

4 「*」を付した行政機関は、実施計画において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

ウ その他の事項

- **政策評価の結果の政策への反映に関する事項**（法第6条第2項第8号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。
- **インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項**（法第6条第2項第9号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。
- **その他政策評価の実施に関し必要な事項**（法第6条第2項第11号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施

ア 評価実施件数等

- **政策評価の実施状況（評価実施件数等）**
各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表5のとおりとなっている。
 - ・ 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,559件である（平成24年度2,631件）。
 - ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、図10のとおり、事前評価が957件、事後評価が1,602件となっている。
 - ・ 事前評価については、図11のとおり、公共事業を対象としたものが最も多く252件、次いで租税特別措置等を対象としたものが199件、研究開発課題を対象としたものが197件の順となっている。なお、事前評価957件のうち、特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。以下同じ。）を対象としたものは903件である。
 - ・ 事後評価については、図12のとおり、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く638件、次いで未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが543件となっている。
 - ・ 事後評価のうち目標管理型の政策評価は、図12のとおり、368件となっている。

（表5、図10、図11、図12）

表5 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価							事後評価													小計	合計
	公共事業 （官庁営 繕事業等 を含む）を 対象（事業 評価方式）	租税特別 措置等 を対象（事業 評価方式）	研究開発 課題を 対象（事業 評価方式）	規制を 対象（事業 評価方式）	政府開 発援助 を対象 （総合 評価方式）	一般分 野の政 策を対 象（事業 評価方式）	小計	実施中の政策(未着手・未了除く)					未着手・未了		完了後・終了時			小計				
								一般分野の政策を対象		規制を 対象 （事業 評価方式）	租税特別 措置等 を対象 （事業 評価方式）	公共事業 （官庁営 繕事業等 を含む） を対象 （事業 評価方式）	政府開 発援助 を対象 （総合 評価方式）	研究開 発課題 を対象 （事業 評価方式）	公共事 業を対 象（事 業評価 方式）	一般分 野の政 策を対 象（事 業評価 方式等）						
								目標管理型 の政策評価	左記以外													
実績評 価方式	総合評 価方式	実績評 価方式	総合評 価方式	事業評 価方式	実績評 価方式	総合評 価方式	事業評 価方式	実績評 価方式	総合評 価方式	事業評 価方式	実績評 価方式	総合評 価方式	事業評 価方式	実績評 価方式	総合評 価方式	事業評 価方式						
内閣府	0	26	0	4	0	0	30	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	112
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	22	22
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	8	0	31	0	0	39	20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	22	61
消費者庁	0	0	0	9	0	0	9	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	21
復興庁	0	5	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8
総務省	0	10	6	10	0	0	26	20	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	30	56	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
法務省	0	0	0	0	0	7	7	15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	19	26	
外務省	0	0	0	0	67	0	67	0	19	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	26	93	
財務省	0	3	0	0	0	0	3	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	34	
文部科学省	0	9	9	1	0	0	19	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	47	
厚生労働省	29	18	30	52	0	0	129	14	0	0	7	3	0	1	34	0	338	0	0	397	526	
農林水産省	113	17	4	2	0	0	136	16	0	0	2	0	0	0	79	0	4	157	1	259	395	
経済産業省	3	53	69	21	0	0	146	5	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	14	160	
国土交通省	106	40	68	39	0	47	300	44	0	0	3	0	0	23	414	0	48	70	0	602	902	
環境省	1	9	0	18	0	0	28	26	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	28	56	
原子力規制委員会	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
防衛省	0	1	11	0	0	0	12	0	0	0	0	4	0	1	0	0	7	0	0	12	24	
計	252	199	197	188	67			349	19	0	14	8			536	7	407	227	4			
	903					54	957	368			22		3	28	543			638			1,602	2,559
								421														

(注) 1 「事前評価」欄の「公共事業を対象」、「租税特別措置等を対象」、「研究開発課題を対象」及び「規制を対象」の各欄には、法第9条の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。以下の表7で同じ。
 2 「事前評価」欄の「規制を対象」欄の評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。以下の表7で同じ。
 3 「事後評価」欄の「未着手・未了」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。以下の表8で同じ。
 4 「一般分野の政策」とは、特定5分野の政策を除く政策をいう。以下の表7及び表8で同じ。
 5 目標管理型の政策評価については、前記I-3「政策評価の方式等」（7ページ）参照。

図10 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

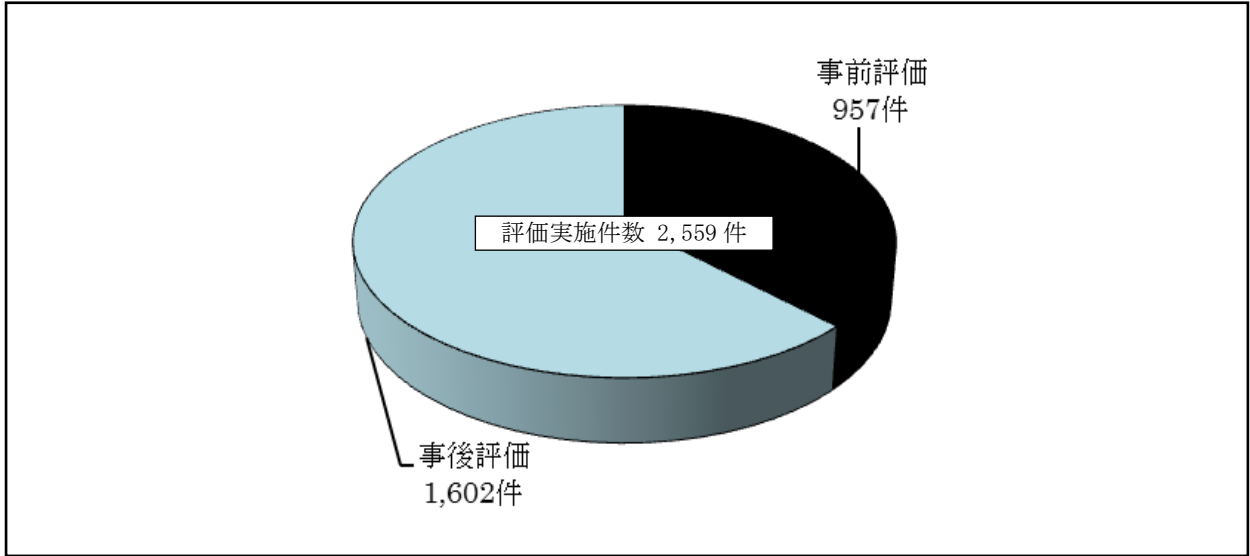


図11 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

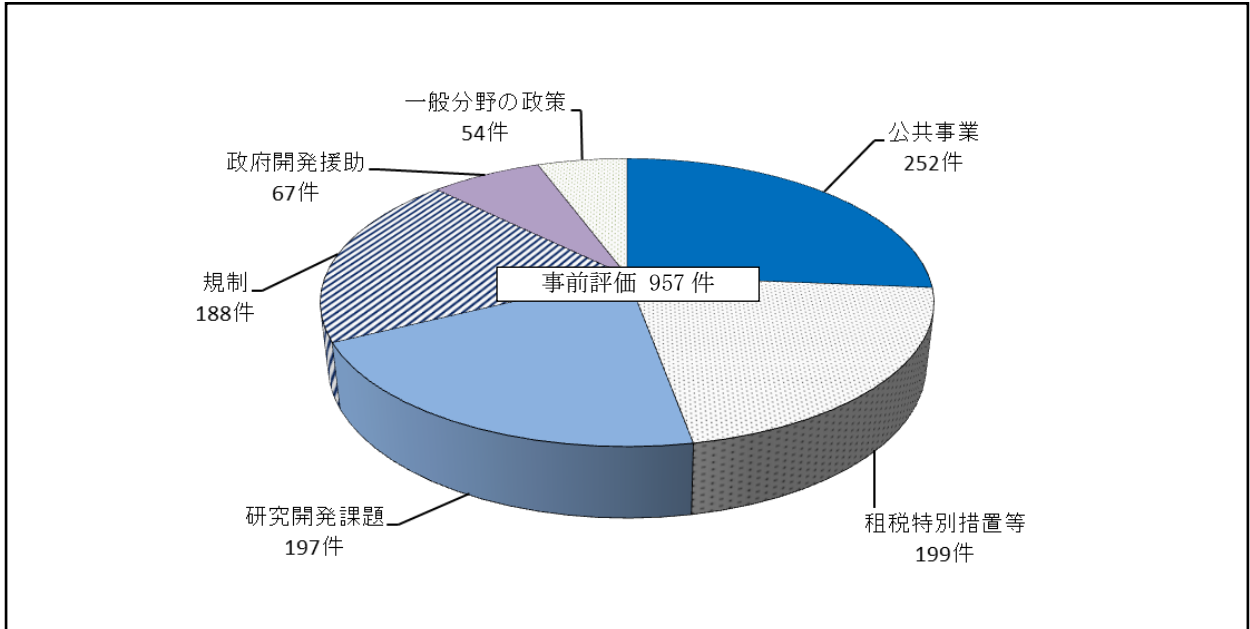
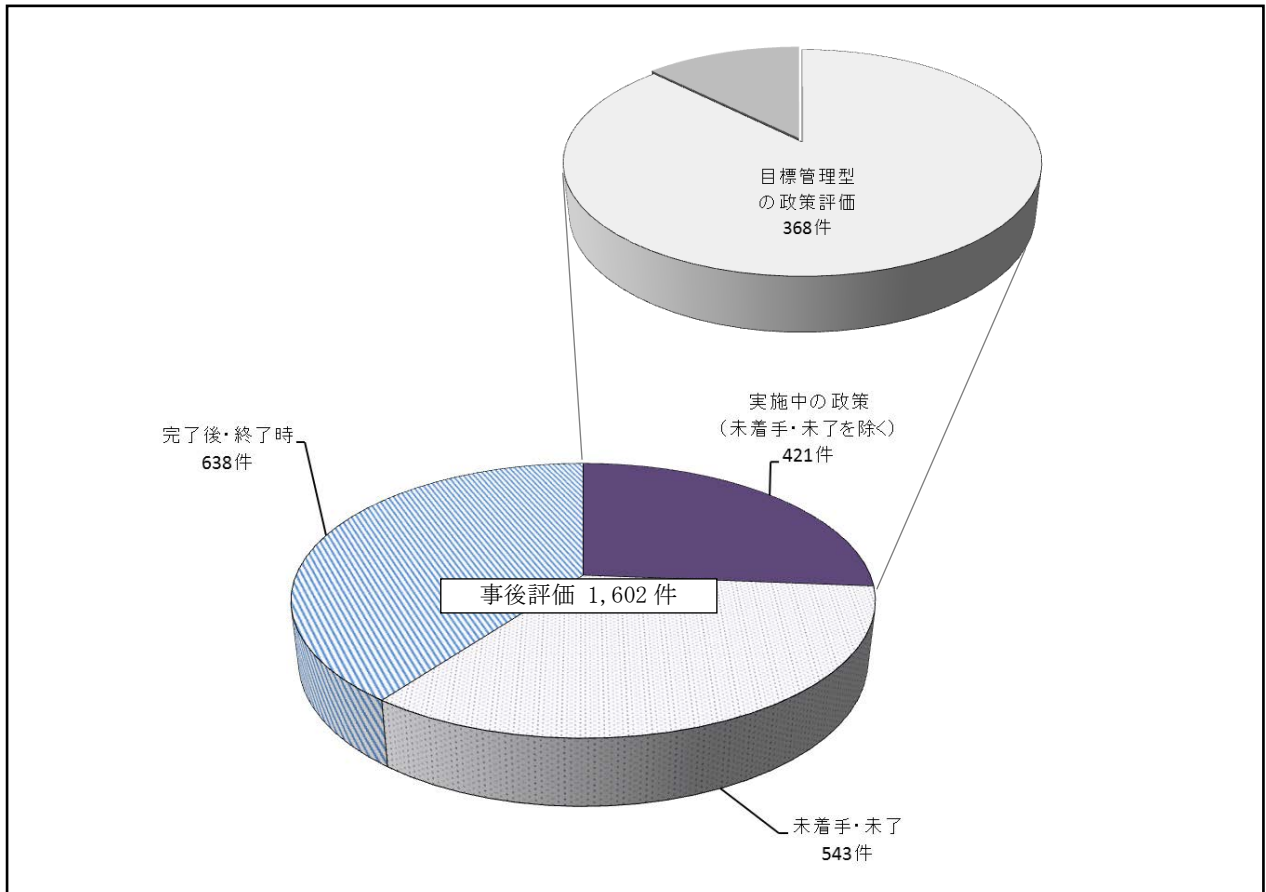


図12 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 評価書の公表時期

○ 評価書の公表時期の状況

- ・ 図13及び表6のとおり、多くの行政機関は、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに評価を実施していることから、8月に最も多くの評価書を公表している。また、公共事業の新規採択等に係る評価書を年度末に多く公表している。
- ・ このほか、平成25年10月の件数が多い要因は、厚生労働省が研究開発課題を対象とした評価（454件）を実施、公表したことによる。

（図13、表6）

図13 評価書の公表時期

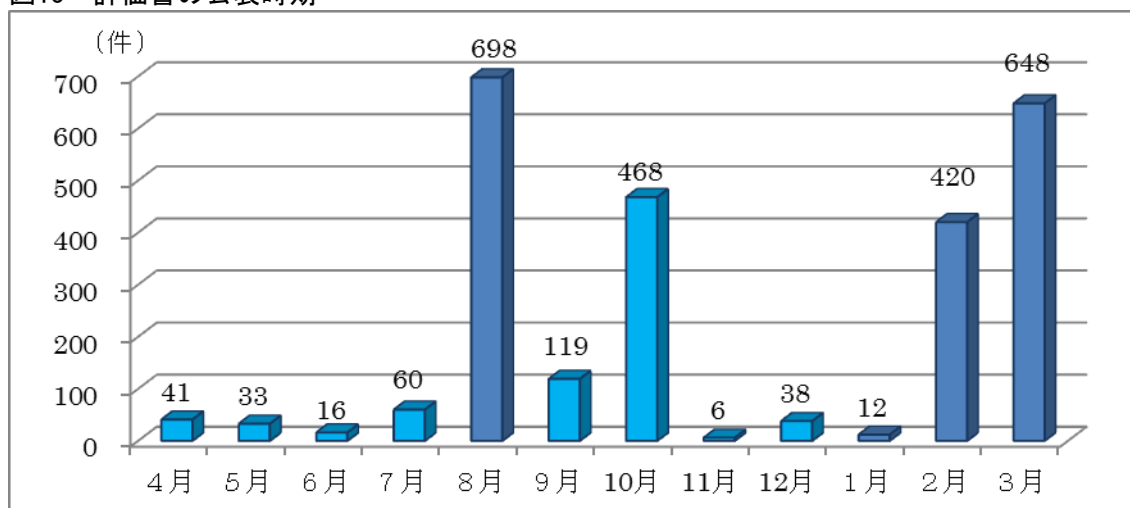


表6 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成25年										26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	112	4	0	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	22	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	4
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	61	10	1	1	0	30	0	0	2	0	1	0	16	
消費者庁	21	8	0	1	0	12	0	0	0	0	0	0	0	
復興庁	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	56	0	1	0	0	46	0	3	0	0	0	0	6	
公害等調整委員会	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	26	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	93	0	7	5	3	27	11	0	3	7	3	4	23	
財務省	34	0	0	0	31	3	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	47	0	0	1	0	45	0	1	0	0	0	0	0	
厚生労働省	526	3	6	5	0	20	0	454	0	2	5	15	16	
農林水産省	395	0	0	1	0	108	0	8	0	0	0	18	260	
経済産業省	160	9	0	0	2	133	0	1	0	1	1	10	3	
国土交通省	902	7	0	2	5	198	0	1	1	2	1	373	312	
環境省	56	0	18	0	0	11	0	0	0	26	1	0	0	
原子力規制委員会	4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	24	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	8	
計	2,559	41	33	16	60	698	119	468	6	38	12	420	648	

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- 事前評価が行われた政策については、表7のとおり、評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望の提出等に反映している。うち、予算概算要求に反映したものは252件となっている。
- 事後評価が行われた政策のうち、目標管理型の政策評価について、評価結果の政策への反映状況をみると、表8のとおり、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの250件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの116件、評価対象政策を廃止することとしたもの1件などとなっており、反映の事例は、表9のとおりである。
また、評価結果を予算概算要求に反映したものは316件となっている。
- 未着手・未了の事業を対象とした評価のうち、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表10のとおり、4行政機関の14公共事業等であり、総事業費は合計2,583億円、残事業費は合計2,165億円となっている。
なお、法が施行された平成14年度から25年度までの12年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表11のとおり、合計302事業、総事業費の合計は約5.2兆円となっている。

(表7、表8、表9、表10、表11)

表7 政策評価の政策への反映状況（事前評価）

(単位：件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等を含 む。)を 対象	租税特別 措置等を 対象	研究開発 課題を対 象	規制を 対象	政府開発 援助を対 象	一般分野 の政策を 対象	計
評価実施件数	252	199	197	188	67	54	957
政策評価の結果の 政策への反映状況 (件数)	252	199	197	188	67	54	957
評価結果を踏ま え、事業の採択、 予算概算要求、 税制改正要望の 提出等	252	199	197	188	67	54	957
予算概算要求 への反映件数	35	0	158	1	16	42	252

(注) 平成24年度に評価結果が公表され、「平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したもので、平成25年度に更に政策への反映を行った件数は36件であり、本表には含まれていない。

なお、政策評価の結果、平成26年度機構・定員要求に反映したものは11件（機構要求1件、定員要求10件）である。

表 8 政策評価の政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助を対象)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、公共事業等を対象)	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措置等を対象			
	目標管理型の政策評価	左記以外					
評価実施件数	368	22	3	28	543	638	1,602
政策評価の結果の政策への反映状況（件数）	368	22	3	28	543	/	
これまでの取組を引き続き推進	250	18	3	28	504		
評価対象政策の改善・見直しを実施	116	4	0	0	25		
評価対象政策の重点化等	51	1	0	0	1		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	9	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	1	0	0	0	14		
その他	1	0	0	0	0		
予算概算要求への反映件数	316	7	0	0	46		

（注） 1 政策評価の結果、平成26年度機構・定員要求に反映したものは117件（機構要求46件、定員要求108件）である。

2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったものである。

なお、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数は一部重複がある。

表9 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

1 評価対象政策を廃止することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況
<p>震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知 〔内閣府〕</p>	<p>地方公共団体において、平常時から男女共同参画の視点から防災・復興体制を整備するとともに、災害が発生した場合には男女共同参画の視点から必要な対応を取ることができることを目的とした「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を平成25年5月末に作成・公表したことにより、施策の目標を達成したとの評価結果を踏まえ、同施策を終了した。</p>

2 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
<p>食の安全と消費者の信頼の確保 〔農林水産省〕</p>	<p>【課題解決のために必要な予算要求をおこなったもの】 「生鮮食品及び加工食品の不適正表示率については、目標値を達成しているが、毎年調査対象の事業者が異なること、及び偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けることから、引き続き監視取締り等の取組を実施する」との評価結果を踏まえ、産地表示の適正化を図るため、従来の分析方法のほか、高次元な科学的分析手法を用いた原産地判別に係るデータを活用し、産地偽装の取締りを重点的に行うための経費を要求した。</p>
<p>大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む） 〔環境省〕</p>	<p>【政策（事業）の統合を行い、効率化を図ることとしたもの】 「微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が低い上に、越境大気汚染の影響も懸念されており、国民の関心も高いことから、今後取組を強化していく」との評価結果を踏まえ、「光化学オキシダント対策推進費」を「微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費」に統合し、対策の検討、実施方法について見直し、更なる効率化を図ることとした。</p>

表 10 平成 25 年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：百万円)

公共事業等名	個別事業名（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
外務省 1 事業（総事業費計 19,497 百万円）				
政府開発援助	南北海底光ケーブル整備計画（ベトナム）	中止	19,497 (注1)	18,840
厚生労働省 1 事業（総事業費計 567 百万円）				
簡易水道等施設整備事業	生活基盤近代化事業（北海道）	中止	567	208
農林水産省 2 事業（総事業費計 7,492 百万円）				
国有林直轄治山事業	小良ヶ浜地区（福島県）	休止	2,129	1,099
水産資源環境整備事業	高田東地区（岩手県）	中止	5,363	3,682
国土交通省 10 事業（総事業費計 230,703 百万円）				
ダム事業（補助事業）	有田川総合開発事業（佐賀県）	中止	9,400	8,790
	筒砂子ダム建設事業（宮城県）	中止	83,300	80,200
官庁営繕事業	武生地方合同庁舎（福井県）	中止	2,006	1,781
	館林税務署（増築）（群馬県）	中止	633	633
	新宿若松地方合同庁舎（東京都）	中止	14,068	14,068
	大久保地方合同庁舎（東京都）	中止	3,909	3,909
	豊島地方合同庁舎（東京都）	中止	4,076	4,076
河川事業（直轄事業）	淀川流水保全水路整備事業（淀川区間）（大阪府）	中止	111,000 (注2)	76,900
	西桑名駅乗継円滑化事業（北勢線）（三重県）	中止	270	250
合計	14 事業	—	258,259	216,477

(注) 1 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

2 淀川流水保全水路整備事業は、淀川上流の桂川に流入する下水処理場からの放流水をバイパスするための流水保全水路を整備するものである。本事業は、淀川区間及び上流部分の桂川区間を整備計画区間に含めた事業として一括採択されており、総事業費は、両区間に係る事業費である（桂川区間は平成 14 年度に概成、19 年度に通水開始）。

表 11 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
合計	11 (1,402)	33 (5,083)	50 (1,230)	14 (4,273)	194 (40,443)	302 (52,430)

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

3 302事業のうち1事業について、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成25年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、次のような事項を定め、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載している。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
 - 平成25年度から平成27年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
 - ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価
 - ・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価
 - ・ グローバル人材育成に関する政策評価
 - 平成25年度に実施する評価のテーマ
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
- ※このほかに以下のものを引き続き実施
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
 - ・ 消費者取引に関する政策評価

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成26年度以降3年間で実施する政策評価テーマ等については、平成26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成25年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について3テーマを実施した。

このうち、2テーマの「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」については平成25年6月25日に、「消費者取引に関する政策評価」については26年4月18

日に評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。また、1テーマの「食育の推進に関する政策評価」については、評価を実施中である。

なお、平成23年度から平成25年度までに評価の結果を取りまとめた3テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表12のとおりである。

表12 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
<p>評価の結果を取りまとめ、公表した2テーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（平成25年6月25日勧告、公表） 	<p>（評価の結果及び勧告の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に設定された14指標のうち、数値が多少とも改善しているものが11指標あること、指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、一定の効果があったものと考えられる。 一方、国の施策・事業に関する点検・評価機能、指標の設定、国の施策・事業の取組等について課題があることから、改善方を勧告した。
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価（平成26年4月18日勧告、公表） 	<p>（評価の結果及び勧告の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が講じてきた各種の消費者取引の適正化に関する取組により、取引に関する相談件数については、平成16年度の約181万件から24年度には約72万件に減少している。 また、近年の事業者規制等に係る各法令改正についても、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、都道府県等に対する実地調査、消費生活相談員に対する意識等調査等により一定の効果が発現していると評価した。 このようなことから、総体として一定の効果は発現していると評価している。 一方で、政府全体としての目指すべき目標や施策体系が不明確であり、個々の施策の実施段階において生じている課題もみられたことから、改善方を勧告した。
<p>評価を実施中の1テーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策評価 	
<p>反映状況が報告された3テーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年1月20日勧告、公表） 	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の発生予防については、平成26年3月31日に、児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会において「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を取りまとめた。また、医療機関での児童虐待に対応する組織の立ち上げや、地域での児童虐待防止医療ネットワークの構築などに活用できるように、同日付けで、各都道府県、政令市及び特別区宛てに送付し、関係団体等への本手引きの周知を依頼した。 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進については、児童及び保護者に対する援助等の充実・強化のため、「子ども虐待対応の手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭

		<p>局総務課長通知)において、アセスメント指標の種類として、①在宅での支援の必要性を判断するためのもの、②通告受理時に一時保護の適否を判断するためのもの、③施設入所措置を解除して家庭復帰する際の適否を判断するためのもの、などを例示するとともに、従来から掲載している家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト等に加えて、新たに在宅支援におけるアセスメントシートの例を掲載した。</p>
	<p>・法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表）</p>	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験の年間合格者数の数値目標(3,000人)については、法曹養成制度関係閣僚会議決定(平成25年7月16日)において、事実上撤回された。また、内閣官房法曹養成制度改革推進室において、平成27年7月15日を期限として、司法試験の年間合格者数の数値目標の検討に関するものも含めた、あるべき法曹人口について提言をするべく必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管する法務省としては、調査等への協力を実施している。 ○ 法科大学院における教育の質の向上については、公的支援の見直しの更なる強化策を活用した、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、定員の在り方等の法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示等により推進している。
	<p>・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（平成25年6月25日勧告、公表）</p>	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策・事業に関する点検・評価機能を充実するため、数値目標に対応する国の主な施策・事業を明確化し、評価部会において報告した。 ○ 指標の設定等については、数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、「フリーター数」等の指標の進捗状況を把握・分析する際に、「若年層の不本意非正規の割合」等の関連する指標について、併せて分析を行った。 ○ 国の施策・事業の効果的な取組の推進については、放課後児童クラブに関しては、市区町村等に対し、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 25 年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 13 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表13 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成25年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が平成 26 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、12 行政機関に係る 225 件であり、税制改正要望時に送付を受けた 224 件について平成 25 年 10 月 25 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表。また、別に送付を受けた 1 件について、平成 25 年 11 月 20 日に点検結果を通知し、公表。○ 点検の過程において、221 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、40 件の評価について課題が解消された。○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。・ 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、13 行政機関に係る 117 件であり、平成 25 年 7 月 26 日に 38 件、8 月 30 日に 43 件、12 月 6 日に 23 件、平成 26 年 2 月 28 日に 13 件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表。○ 点検の過程において、54 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、52 件の評価について課題が解消された。○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 費用の要素について、評価書に記載されているもの以外に発生又は増減することが見込まれる場合には、可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。・ 費用及び便益を説明することとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
<p>【公共事業に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。○ 対象とした政策評価は、4 行政機関に係る 13 事業区分 133 件であり、点検が終了した 9 事業区分 114 件の点検結果を平成 26 年 4 月 30 日に関係行政機関に通知し、公表。その他の 4 事業区分 19 件の政策評価については、引き続き点検することとしており、点検が終わり次第、通知し公表する予定。○ 点検が終了した 9 事業区分のうち、11 件の評価について、個別の指摘を行った。また、2 事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を行った。○ 指摘した主な内容は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 個別の評価に係る指摘 計上する便益の算出に当たって、現実的には想定されない前提を置いているもの・ 事業ごとに共通する課題 マニュアル等の内容について、実態をより考慮して便益を算出できるようなものとなっていないもの等